

平成23年度

— 第19回（定例・臨時） —

## 教育委員会会議録

開 会	平成24年 3月26日	午前 午後	2時30分			
閉 会	平成24年 3月26日	午前 午後	4時07分			
会議場所	教育委員室					
委員出欠	平田 静太郎	出	藤岡 庄司	出	松村 佳子	出
	花山院 弘匡	出	佐藤 進	出	富岡 将人	出
議事録署名	教 育 委 員 長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 教育委員会規則の改正等について</p> <p>議決事項 2 奈良県立高等学校における郷土の伝統、文化、自然等に関する学習について</p> <p>議決事項 3 古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員の任命について（秘密会）</p> <p>議決事項 4 平成24・25年度奈良県文化財保護指導委員の委嘱について（秘密会）</p> <p>議決事項 5 協議会（勉強会）の開催について</p>	<p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p>
<p>○委員長 「議決事項3『古式銃砲及び刀剣類の登録審査委員の任命について』及び議決事項4の『平成24・25年度奈良県文化財保護指導委員の委嘱について』は、人事に関することであることから、秘密会において審議すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p>※ 各委員一致で可決</p>	<p>可 決</p>
<p>議決事項 1 教育委員会規則の改正等について</p>	
<p>○委員長 「議決事項1について説明願います。」</p> <p>○教育長 「平成24年4月の教育委員会事務局の課名及び係の名称変更、学級編制に関する県教育委員会の関与の見直し、教職員の健康診断及びエックス線撮影の規定の改正に伴い、教育委員会規則の改正が必要となりました。その概要につきまして、それぞれの所管課である教育次長、教職員課長、保健体育課長から説明します。」</p> <p>○教育次長 ……資料に基づき報告……</p> <p>○教職員課長 ……資料に基づき報告……</p> <p>○保健体育課長 ……資料に基づき報告……</p> <p>○委員長 「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」</p> <p>○花山院委員 「奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の改正は、人権・地</p>	

議案及び議事内容	結果
<p>域教育課への課名変更及び地域教育係への係名の変更は奈良県教育委員会の組織変更に伴うものであるが、他の学校教育法施行細則と教職員の結核性疾患に関する取扱規則は国の規定の変更にもなう改正というところか。」</p> <p>○教職員課長「奈良県公立学校の教職員採用候補者が県教育委員会に提出する健康診断書に係る規定を改め、専門委員会への諮問に係る規定を改める箇所は、県によって異なる部分である。」</p> <p>○松村委員「『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要』を見ると、『市町村が地域の学校の実情に応じ、柔軟に学級編制できるような仕組みの構築』とあるが、それに伴う教員の増減についてはどうなるのか。」</p> <p>○教職員課長「学級編制の標準の40人を少人数学級にするには、教員の少人数加配として国から加配いただいている分を市町村へ配置しているので、それをどこの学年にどのように使っていこうかということになる。さらに国からの加配を上回って実施しようとする、市町村の単費で実施することも可能であるが基本的に加配内での活用をどのようにするかということになる。」</p> <p>○委員長「他にご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」</p> <p>※ 各委員一致で可決</p>	
<p>議決事項2 奈良県立高等学校における郷土の伝統、文化、自然等に関する学習について</p>	
<p>○委員長「議決事項2について説明願います。」</p> <p>○教育長「平成23年8月の第8回定例教育委員会において、新学習指導要領に基づく教育が始まる平成25年度からの、県立学校の教育課程編成の</p>	

議案及び議事内容	結果
<p>基準となる、『奈良県立高等学校教育課程編成の手引き』について、 『その他報告事項』として報告し、了承いただいたところです。その時点で、特に重要なポイントについてご説明しましたが、この内容で、 『郷土の伝統、文化、自然等に関する学習』については、すべての県立学校で実施することとしており、これは奈良の教育の特色となってくるものであり、『手引き』としてすでに了承はいただいておりますが、この部分だけ取り出しまして、議決を頂いた方が良いのではないかと考え、再度、確認のうえ、念のために議案としたいと考えました。内容につきましては、学校教育課長より説明します。」</p>	
<p>○学校教育課長・・・資料に基づき報告・・・</p>	
<p>○委員長 「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」</p>	
<p>○藤岡委員 「この資料は高等学校向けに作成すると伺ったが、中学生向けとしても十分対応できる内容だと思うが。」</p>	
<p>○学校教育課長「小・中学校においては、地域の学習を社会科の時間に実施している。この資料が出来あがった時は、市町村教育委員会にも配布して、活用していただけたらありがたいと考えている。現在、小・中学校でも地域の学習を実施しているが、学校区で範囲が狭いので、高等学校においては奈良県全体を見渡して、奈良県の遺産や文化的風土などについて全員必ず学習することとしていきたい。」</p>	
<p>○佐藤委員 「高等学校の35単位は何時間になるのか。」</p>	
<p>○学校教育課長「35単位は1週間に置き換えると1時間の授業時間となる。年間35週あるので、毎週1時間、年間35時間を予定している。」</p>	
<p>○佐藤委員 「1学年での実施となるのか。」</p>	
<p>○学校教育課長「卒業までの履修であり、学校によっては2学年に分けて、第1学年で18時間、第2学年で17時間の計35時間を総合的な学習の時間で実施する場合もあるであろうが、基本的には1学年で年間35時間を</p>	

議案及び議事内容	結果
<p>予定している。」</p>	
<p>○佐藤委員 「奈良の伝統文化を知ってもらうことはいいことである。他の教科にしわ寄せとなることはないのか。」</p>	
<p>○学校教育課長「専門学科では専門科目が多いので、国語や生物などの授業の中で実施してもらう。また、学校設定科目で実施する場合も、総合的な学習の時間が高等学校で3単位あり、例えば、この学習を学校設定科目として1単位設定し、総合的な学習の時間1単位に代替するということも考えている。このようなことから、現在の授業時数の中で組み入れていくのではないかと考えている。」</p>	
<p>○松村委員 「この科目は必修であるのか。例えば、専門学科においては生物や国語の中で実施して、読み替えるのであれば、この学習は必修と位置づけるのか、あるいはそうではないのか。」</p>	
<p>○学校教育課長「卒業までに35時間すべての県立高等学校の生徒が学習することになる。学校設定科目として実施する場合は教育課程表に位置づけられるので必修となるし、総合的な学習の時間の中で行う場合も、県教育委員会にこの内容でこのように実施すると報告してもらう。また、教科の中で行う場合は、国語の学習の中で例えば何時間を万葉集を取り上げて学習しよう、あるいは、自然は生物で学習しようということになるが、その場合も県教育委員会に届け出してもらうので、各教科で実施する場合は科目としての必修ではないことになるが、学習としては必ず実施してもらうことになる。」</p>	
<p>○花山院委員「小・中学校では地域についての学習となるが、高等学校になると全県下になる。私は以前高等学校の教師であったので気づいたが、高等学校の教師が生徒たちが小・中学校でどのような地域に関する学習を行ってきたのかあまり知らない。そうすると、地域学習をする中で、例えば奈良市の中で小・中学校と市立高等学校間では情報の共有はしやすいで</p>	

議案及び議事内容	結果
<p>あろうが、県立学校の場合、吉野で地域学習を受けた生徒が北部の高等学校に進学することもある。難しいであろうが、地域の学習を高等学校で実施するのであれば、小・中・高等学校と継続性を持って何かを学んでいく一貫性というものを持ってほしいと思う。小・中学校の地域の学習と同じようなことを実施してしまって、そのことを高等学校の教師は知り得ないということもありえる。せっかく奈良県全体で実施するので、情報の共有をしながら行ってもらいたい。地域が違えば、生徒たちが勉強してきたことを他の生徒に教えるといったことも含め、小・中・高等学校での一貫性を考えて頂けたらと思う。」</p>	
<p>○学校教育課長「確かに、この学習だけではなく、総合的な学習の時間でも中学校と重なる内容になることもある。ご指摘いただいた小・中・高等学校の一貫性について高校生としての学習として、注意していきたいと思う。」</p>	
<p>○平田委員 「基本的な考え方として、一つの教科として実施するというのか。各学校で家庭科や歴史の中で実施するのであれば、35時間の1単位として考えにくい学校も出てくるのではないか。基本的に教育委員会事務局としてはどう考えているのか。どちらの方向に向いているのか。」</p>	
<p>○学校教育課長「教育委員会事務局としては、学校設定科目を開設して実施してほしいと思っているのが基本的な姿勢である。総合的な学習の時間において実施するという選択肢もある。各教科・科目において実施する場合の例としては、工業等の専門学科では総合的な学習の時間も課題研究で代替しているので、総合的な学習の時間がない場合もあり、そのような学校ではやむをえず各教科で7時間ずつというように実施してもらいたいと考えている。基本的には学校設定科目、もしくは総合的な学習の時間で実施する方向で指導していきたいと考えている。」</p>	
<p>○平田委員 「出来るだけ基本的な考えははっきり言っておかないと、あいまいに</p>	

議案及び議事内容	結果
<p>すると、各教科・科目において実施することになってしまう可能性がある。そのようにならないように注意して欲しい。推進していく強い意志を示してほしい。」</p> <p>○委員長 「他にご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」</p> <p>※ 各委員一致で承認</p>	
<p>議決事項5 協議会（勉強会）の開催について</p>	
<p>○委員長 「議決事項5について説明願います。」</p> <p>○教育長 「教育委員会の会議とは別に、各委員から頂いた教育課題をテーマとした議論をおこなう場として、協議会という名称で勉強会を開催してはどうかという提案であります。各委員の賛同を賜りたい。」</p> <p>○委員長 「勉強会の開催につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」</p> <p>○藤岡委員 「実施すべきである。」</p> <p>○平田委員 「せっかくの機会なので実施していきたい。」</p> <p>○委員長 「原案どおり議決してよろしいか。」</p> <p>※ 各委員一致で可決</p>	
<p>その他報告事項</p> <p>① ウェブページ「奈良県先生応援サイト」の開設について (教育次長)</p> <p>② 学校の業務改善に向けた実践事例集の作成について (教育次長)</p> <p>③ 県政スポットCM新規作成「高校生が『励ましの言葉』『優しさあふれる言葉を』届けます！」について (生徒指導支援室長)</p> <p>④ 奈良県の産業教育（まとめ）について (学校教育課長)</p> <p>⑤ 「就学指導のガイドライン～解説編～」について (学校教育課長)</p>	

議 案 及 び 議 事 内 容	結 果
<p>⑥ 平成23年度第2回奈良県社会教育委員会議の概要について (人権・社会教育課長)</p> <p>⑦ リーフレット「幼児期から小学校への接続期のすべての子どもが楽しく学ぶために」の配布について (教育研究所副所長)</p> <p>⑧ 平成24年度奈良県立教育研究所”教育セミナー2012”の開催及び案内リーフレットの配布について (教育研究所副所長)</p>	